

御嶽山噴火を踏まえた今後の火山防災対策の推進について(報告)【概要版】

平成27年3月26日
中央防災会議 防災対策実行会議
火山防災対策推進WG

○御嶽山噴火(H26.9.27) 死者57名、行方不明者6名(H27.3現在)

多くの登山者が被災した戦後最悪の火山災害 火山監視・観測体制、火山防災情報伝達、専門家育成等の課題が顕在化

- ◎火山と共生していくためには、日頃から火山の恩恵を享受する一方で、噴火時等には迅速な避難などの防災行動が必要となり、そのためには、火山や噴火災害についての理解を深めておくことが重要。
- ◎頻繁に噴火している火山は多くないため、噴火の経験がある行政職員や地域住民はごく限られる。
- ◎噴火に伴う現象の種類や噴火の規模は多様であることから、火山防災対策を推進するためには、火山ごとに詳細な調査・研究に基づいた検討を行う必要があるが、火山研究者の人数は十分でなく、火山防災に資する研究は必ずしも進んでいない。

火山噴火予知連絡会(気象庁)
火山観測体制等に関する検討会
火山情報の提供に関する検討会
*H27. 3. 26 とりまとめ

科学技術・学術審議会 地震火山部会(文科省)
「御嶽山の噴火を踏まえた火山観測研究の
課題と対応について」 H26. 11 とりまとめ

中央防災会議
火山防災対策推進WG
「御嶽山噴火を踏まえた
今後の火山防災対策の推進」
とりまとめ

1. 火山防災対策を推進するためのしくみについて

- ①国による火山防災対策の基本方針の策定
- ②火山防災協議会の設置と、協議会における避難計画等作成について位置づけを明確化
- ③火山防災対策の立案と、それに資する監視観測・調査研究体制を強化するため、関係機関の連携強化や、より一体的な火山防災推進体制の整備
- ④WGで提言した取組のフォローアップを継続して実施

内閣府に「火山防災対策推進検討会議」を設置して継続的に検討

2. 火山監視・観測体制について

(1) 火山監視・観測体制の強化

- ①観測施設整備機関どうしの相互の協力・補完および観測データの一層の共有化を推進し、火山監視・観測体制を強化
- ②常時観測47火山に八甲田山、十和田、弥陀ヶ原を追加して50火山とし、監視・観測体制を速やかに構築

(2) 水蒸気噴火の兆候をより早期に把握するための観測体制

- ①火口付近の観測施設の緊急整備、および兆候をより早期に把握するための技術開発
- ②機動観測の実施体制の強化、速やかな現地調査の実施および観測機器設置のための調整
- ③日頃山を見ている人から情報収集するネットワーク強化のため、火山防災協議会において「火山情報連絡員制度」を整備

3. 火山防災情報の伝達について

(1) わかりやすい情報提供

- ①・噴火警戒レベルの引上げや引下げの基準の精査および公表による速やかな引上げ
・レベル引上げの基準に至らない場合、直ちに火山機動観測班による緊急観測を実施し、できる限り速やかにレベルを引き上げるか否かについて判断
- ②・変化が観測された段階での活動変化状況及び緊急観測実施の公表(臨時の解説情報)
・臨時の解説情報に盛り込むべき内容や、情報伝達方法、地元関係機関の「火山防災対応手順」等についてあらかじめ火山防災協議会において検討
- ③噴火警戒レベル1のキーワードを「平常」から「活火山であることに留意」に変更
- ④噴火発生の情報(噴火速報)の迅速な提供および伝達手段の検討
- ⑤火山を訪れる者が事前に火山の状況を容易に確認できるよう、火山登山者向け情報提供のHPを充実させるとともに、活動に変化があった火山が一目で分かる一覧を掲載

(2) 情報伝達手段の強化

- ①情報伝達手段の多様化(防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、山小屋等を介した情報伝達 等)
- ②携帯端末を活用した情報伝達の充実のため、緊急速報メールの活用や電波通信状況の改善、エリアマップの登山者等にわかりやすい公表
- ③旅行者に対する情報伝達について観光施設等を通じた情報伝達(観光・宿泊施設や駅のターミナル等におけるプッシュ型の情報提供 等)

4. 火山噴火からの適切な避難方策等について

(1) 退避壕・退避舎等の避難施設の整備のあり方

退避壕・退避舎の効果や設置に関する考え方、設計における留意点等について整理した「退避壕・退避舎等整備ガイドライン」を作成

(2) 登山者、旅行者を対象とした避難体制のあり方

- ①火山防災協議会で必要性を勘案し、適宜登山届制度を導入(導入の際はITを用いた仕組みの活用)
- ②山小屋や山岳ガイド等との連携により情報収集・伝達体制の整備、避難・救助対策の検討
防災訓練の実施を推進。状況に応じて山小屋への通信機器やヘルメットの配備支援を検討
- ③集客施設が参画する観光関係団体の協議会参画及び集客施設等による避難確保計画作成

(3) 火山防災訓練の推進

火山防災協議会メンバーの連携による登山者等を想定した火山防災訓練の実施

5. 火山防災教育や火山に関する知識の普及について

(1) 火山防災に関する学校教育

- ①次期学習指導要領の改訂に向けた全体の議論の中で、防災教育の在り方について検討
- ②火山地域の学校における実践的な防災教育への支援の充実(出前講座、パンフ作成 等)

(2) 登山者、旅行者、住民等への啓発

- ①登山者は、情報の収集、必要な装備等の確保、登山届の提出等自身の安全に責任を持つ
- ②旅行者への啓発としてビジターセンター・ジオパーク等の活用、旅行者業、交通事業者を通じた啓発を実施(旅行者等に対する研修会開催、旅行者への説明パンフ作成 等)
- ③地域住民等、広く一般への啓発として、火山防災マップの配布や説明の機会等を通じた火山防災の意識高揚。地域における自主防災組織や防災リーダーの育成を実施(火山防災エキスパート制度等の活用、火山砂防フォーラム等の講演会、勉強会の開催 等)

6. 火山研究体制の強化と火山研究者の育成について

(1) 重点研究火山について

現状の16火山に、御嶽山、雌阿寒岳、十和田、蔵王山、吾妻山、那須岳、弥陀ヶ原、焼岳、九重山を加え25火山とし、重点的に観測・研究を実施

(2) 火山防災のための火山研究者の知見の活用と育成について

- ①火山監視・評価体制の強化について、明確な火山活動評価を行うための火山研究者の知見の活用、および気象庁職員の火山活動評価力を向上させるための技術研修の実施
- ②火山防災対策の強化について、「火山防災対策推進検討会議」での検討・調整を通して火山専門家の火山防災協議会への積極参加を推進、また、協議会への各種支援策の検討、協議会に参画する火山専門家の連絡・連携会議の設置を実施
- ③火山研究体制の強化について、プロジェクト研究を通じたポストドク人材等の確保・育成、火山研究分野全体の活性化を進めるとともに、これらについて具体的な検討の場を設置。